

---

◇泉 美和子 議員

○議長（森元淑雄） 次に、10番、泉 美和子議員の一般質問を許可いたします。泉 美和子議員、登壇願います。

（10番 泉 美和子議員 登壇）

○10番（泉 美和子） 通告に基づき一般質問いたします。

はじめに、自衛隊への個人情報の提供について質問いたします。

近年自衛隊への応募者数が減少傾向をたどる中、自衛隊員の募集業務をめぐる国の地方自治体への働きかけが以前にも増して強化されています。特に、防衛省が自衛官の募集に関し必要な資料だとして、募集対象者の住民基本台帳情報4項目、氏名、生年月日、性別、住所を紙または電子媒体で自衛隊に提供するよう求める依頼を毎年続け、従来の台帳閲覧による対応から逸脱し、住民の個人情報を名簿や宛名シールなどの形式で自衛隊に提供する自治体が全国で急増しています。

こうした名簿は、主に募集案内のダイレクトメールの送付に利用されます。名簿化は自衛隊にとって最大の勧誘対象である高校3年生、18歳を中心に、近年では大学新卒者の応募も増えていることから、大学がある自治体などでは22歳の住民も対象とされる場合が多くなっています。

町では、自衛隊法97条と同法施行令120条を法的根拠とし、また、2021年2月の防衛・総務両省による通知、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないを根拠に、閲覧から書類提出と変更しています。

自衛隊法97条第1項は、自治体の長が募集に関する事務の一部を行うと定めるのみで、募集の具体的内容を定めていません。個人情報を勝手に提供していいなどとはどこにも書いていません。

また、自衛隊法施行令120条は、防衛大臣が自治体首長に必要な報告または資料の提出を求めることができるとしているだけで、あくまで依頼できるという規定に過ぎません。

これらの法律が名簿提出の根拠にならないとの見解は、多くの弁護士や学者が表明しています。

今年7月、日本共産党のはたやま和也元衆議院議員が行った政府交渉で、防衛省と総務省連名の2021年2月の通知、自衛官または自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出についてに関しての個人情報の提出に応じない市町村への不利益扱いは生じない。住民基本台帳の一部閲覧にと

どめても法令に違反しないことの確認を求めていましたが、防衛省は、後日地方公共団体が国の行政機関が行った助言に従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。知事、市町村長に対して資料の提出を求めているが、強制するものではないと回答を寄せました。

市民の取組などで名簿提出から閲覧に押し戻した自治体もあります。

憲法13条は、全て国民は個人として尊重されると定めています。これに基づき、プライバシー権は、個人の尊厳の根源をなす基本的人権として確立しています。

2022年、兵庫県弁護士会では、市民の個人情報提供行為には憲法で保障された基本的人権の観点から、問題があるとして、自衛隊法97条1項などを根拠として、住基4情報を提供することには、憲法13条によって保障された個人情報保護の観点から疑義があるとする意見書を発表しています。

奈良市で高校3年生の当事者が初めて原告となり、意見訴訟を起こしました。当事者がやめてほしいと直接訴え出しているのです。

プライバシー権を保障した憲法13条に基づき、個人の尊厳を守る立場からも、自衛隊への個人情報の提供はやめるべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

自衛官等の募集事務につきましては、先ほど議員がご説明のとおり、自衛隊法第97条第1項において、都道府県知事及び市町村長は自衛官募集に関する事務の一部を行うとされており、自衛隊法施行令第120条における自衛官又は自衛官候補生の募集に関する報告又は資料の提供を求められた場合には地方自治法施行令第1条の規定により、法定受託事務として事務処理をすることとなっております。

また、自衛隊法施行令第120条に基づく個人情報の提供は、個人情報保護法第69条第1項に規定する「法令に基づく場合」に該当するとの見解が国の機関である個人情報保護委員会より示されているところです。

こうした中、防衛大臣から募集対象者情報の提出について、紙媒体あるいは電子媒体で提供してほしい旨の求めがあるため、町では住民基本台帳の一部の写しを紙媒体で提供しているところです。

こうした根拠に基づいて行っている事務ですので、町としては問題ないものと認識しております。

す。

なお、町では令和5年度より募集対象者が情報提供の除外を希望する場合は、本人の申請により除外措置を取る旨を町ホームページにて周知しているところです。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子議員の再質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 町長がお答えになりましたけれども、そういう個人情報の観点からしても、法律家によって問題があるということで、今全国的にいろいろな自治体で市民運動などが起こっております。

そしてまた、先ほどの高校生の訴訟のほかに、神戸市などでも市民が裁判を起こしているという状況にあります。

それから、先ほどお答えになりました除外申請制度についてですけれども、これ、これを行っているから大丈夫なのだというか、いいのだということにはならないというところを申し上げたいと思うんですけれども、名簿提供の批判が高まっている中で、こういう除外申請を設けるということは、ほかの自治体でもやっておりますけれども、この除外申請というのは、自治体に対して名簿を提供してほしくない、除外してほしいというのを本人が申請する制度だということで、本人が申請しなければそのままになってしまうわけですね。だから、この除外申請のやり方もおかしいと思います。

個人情報を提供される側に責任と負担を強いるものであり、本人の同意がなくて個人情報は本来本人の同意がなければ提供してはならないということですので、それとの関連でもこの除外申請というのは、ちょっとやったからいいと、これを行っているから個人情報制度に大丈夫なんだということではなくて、個人情報保護の立場からも大変問題が大きいものだと思います。

そして、仮に除外申請したときに、本人の内心が明らかになるということですね。こういうことも個人情報の保護からすれば問題だと思います。

今全国ではいろいろこういう、先ほど私がお話ししました、総務省、防衛省の何ら強制するものではないという、そこからいろいろやっぱり変えていっている、今まで閲覧だったけれども、防衛省の何ら問題でないというところから、さらに今度は名簿を提供するというように変わって、そして今度は、今のようなことがありましたので、さらに今度はまた元に戻すと。そういう自治体も出てきていますので、これは本当に大事な問題だと思います。

法的に先ほども言いましたけれども、自衛隊法とか、そういうのに基づいていると言っていま

すけれども、それがそもそもその情報を名簿で提供する根拠にはならないというところが今裁判に出ているところでありますので、ぜひ、そののところをもっと考えていただきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再質問にお答えいたします。

憲法においても条文解釈について多様な考え方がありますので、もちろん法律についても条文については多様な考え方があるものと思えます。

先ほど泉議員がご紹介した内容については、多分多様なうちの1つの考え方についてのお話ではないかと思えます。

私は、その多様な解釈の全てを把握していませんので、議員がおっしゃった1つの考え方を100%受け止めて判断するというわけにはいきませんが、多様な考え方がある前提においてお話をすると、今現在の取組について、法に基づいて私どもはそれを根拠として対応しているということなんです。

また、個人情報の扱いにつきましても、国の機関が法令に基づく場合に該当すると言っている解釈を行政機関である町が覆す法的な根拠と理解を持たない限り、議員がおっしゃった提案について直ちにやるというようにはいかないものと思えますので、町としても勉強いたしますが、いわゆる法律についての認識を深め、また、取扱いについても適切な対応をしていくということには変わりはありません。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）泉 美和子議員の再々質問を許可いたします。

○10番（泉 美和子） 私も法律家ではありませんので、そういう点を町長と「いや」とかやり合うことはできないんですけれども、少し勉強させていただいた中でお話をさせていただいています。

それで、自衛隊以外に、例えば警察だとか、そういう方々にも個人情報を提供していいということにはなっていませんよね。個人情報保護の法律からいくと、自衛隊だけがなぜこう許されるのかというか、そのところもすごく国、今の軍備を増強していくような、そういう政治の一端の現れにあるのではないかと思います。

名簿提供に変わったのは、安倍政権のときのことから出てきているというのが一般的に言われ

ていますので、それで、この自衛隊法を根拠にした対応は、単なる職業紹介の事務とは異なり  
ます。命のやり取りをする可能性のある組織へとつなぐ糸口となるものだと思います。

このような事務に町としてどう関わるのか。これは本当に極めて慎重な判断と責任が求められ  
ると思います。

だからこそ、自分の個人情報はどう扱うのか、高校生といえども自己決定権が保障されるべき  
であると思います。

そのことを自覚して、ぜひ個人情報を慎重に取り扱っていただきたいと思います。いかがです  
か。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己） ただいまの再々質問にお答えいたします。

個人情報については、十二分に慎重な扱いをしております。もちろん法令に基づいてです。

そして、先ほどおっしゃいました自衛隊についてのみ云々というお話がありましたが、法律が  
あるから、私どもはやっている次第です。

そして、現実自衛隊以外につきましても、担当課長にこの後説明させますが、事件に関し必要  
な情報については、警察当局に提出することがあるというようになっておりますので、この詳細  
は担当課長に説明させます。

○議長（森元淑雄） 住民生活課長、答弁を願います。

○住民生活課長（木村英彰） ご質問にお答えいたします。

捜査情報につきまして、警察等に調査依頼がありました場合については、法令に基づき提出す  
る場合がございます。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） 補足、総務課長、答弁願います。

○総務課長（武田浩之） 補足の説明になりますが、法律に基づき名簿等を提供するという意味で  
は、裁判員制度の裁判員候補者名簿、こちらにつきましても、求めに応じて提出しているところ  
の1つになろうかと思います。

説明は以上です。

○議長（森元淑雄） それでは、次の質問に移ってください。

○10番（泉 美和子） 学校給食費の無償化について質問いたします。

学校給食費の無償化を行う自治体が県内でも広がりました。完全無償化は、9市町村に広がっ  
ています。また、そのほか、半額補助の自治体、そして横手市などは今年度後半、第3子以降の

児童生徒を無料化を行うとしています。

物価高騰が家計を直撃している中、保護者の経済的負担軽減を図り、子育て支援策として、町でも今こそ無償化に踏み出すべきではないでしょうか。

見解をお伺いいたします。

文科省は、6月12日、学校給食費の無償化についての初の全国調査を発表しました。政府による初めての全国調査は、学校給食費の無償化を求める世論と自治体の取組の広がりによって押されたものです。文科省の調査では、昨年9月時点で全国の1,794自治体教育委員会のうち、公立小中学校等で何らかの方法で学校給食費の無償化を実施中と答えた自治体は722自治体あり、全体の40%に達しています。このうち、児童生徒全員を無償化している自治体は547自治体に上っており、広がりを見せています。

また、なお、この調査では、無償化の財源についても示しており、自己財源が最も多く、475、次いで、地方創生臨時交付金を活用した自治体が233となっています。

国が実態調査結果を発表しましたが、それを踏まえた対応は今後課題整理を行っていくことにとどまっており、残念ながら、無償化決定までには至っていません。

国と県に対し、学校給食費無償化の実現に向けた制度の構築を早急に行うよう、町としても求めていくべきではないでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

○議長（森元淑雄） 答弁を求めます。町長、登壇願います。

（町長 松田知己 登壇）

○町長（松田知己） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では令和4年9月議会にて給食材料費増額を提案し、その増額分を保護者負担に求めず、町予算にて対応し、給食費の実質的一部助成を実施してきております。

令和6年度においても、小中学生の給食1食当たり35円を食材高騰対応として予算措置し、小中学生1人当たり年間約7,000円の支援、合計約750万円を上乗せ計上し、本来は保護者負担である学校給食費について、実質的一部助成をしているところです。

文部科学省においては、令和6年6月に「こども未来戦略方針」を踏まえた学校給食に関する実態調査の結果を公表しております。その中で、学校給食費無償化に関する調査も実施されており、国として学校給食費の無償化について調査がなされている状況ですが、議員ご説明のとおり、無償化に関する国の考え方は述べられておりません。

町としては、現段階では町負担分と合わせておよそ7,000万円の学校給食費保護者負担分を町が

担う判断までには至っておりません。今後の国の動きについては注視するとともに、国の対応方針決定に時間を要すると見込まれる場合には、県町村会等を通じ、国へ要望を検討してまいります。

以上です。

○議長（森元淑雄） 再質問ありますか。（「再質問はありませんが、いいですか」の声あり）

○10番（泉 美和子） いいですか。最後。

ぜひ、だから、国のいろいろな子育て支援で医療費の無料化なども国よりも自治体が先行して、各自治体が行ってきていますので、学校給食費もこうやって広がっていっていますので、ぜひ実施を早急にしていただき、国にさらに求めていく、こういうことをぜひ行っていただきたいということを求めて終わります。

○議長（森元淑雄） 答弁は要りませんね。（「はい」の声あり）

これで、10番、泉 美和子議員の一般質問を終わります。